

令和7年4月24日

監理技術者の兼任の取扱いについて

建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける場合（以下「専任特例2号」という。）の監理技術者の兼任について、石狩湾新港管理組合が発注する工事における取り扱いを次のとおりとするので、お知らせします。

- 1 兼任を認めない工事
 - (1) 工事規模が工種ごとに次に該当するとき。
 - ア 一般土木、建築、電気、管工事は、予定価格が3億円以上の工事
 - イ 舗装工事は、予定価格が6千万円以上の工事
 - ウ その他の工事は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令372号）の適用対象の工事
 - (2) 工事の技術的難易度が工種ごとに次に該当するとき。
 - ア 一般土木、建築、電気、管工事は、予定価格が7千万円以上の総合評価落札方式入札で難易度Ⅳ以上（実績審査タイプを除く。）の工事
 - イ その他の工事は、標準型総合評価落札方式入札による工事
- 2 兼任を認める場合の要件

上記1以外の工事で、次の要件をすべて満たすこと。

 - (1) 監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 兼任しようとする工事の場所が石狩振興局又は後志総合振興局管内であること。

なお、この場合において、他の公共機関発注工事との兼任も可。
 - (3) 兼任しようとする工事の数が2件であること。
- 3 確認書類
 - (1) 専任特例2号の監理技術者
兼任する工事のCORINS等の写しを提出してください。
 - (2) 監理技術者補佐
 - ア 一級施工管理技士等の国家資格者等の資格を証する書面の写しを提出してください。
 - イ 直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するため、次のいずれかの書類の原本又は写しを提示してください。
 - (ア) 健康保険被保険者証（有効なものに限る。）
 - (イ) 監理技術者資格者証の裏書
 - (ウ) 住民税特別徴収税額通知書
 - (エ) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
 - (オ) 所属会社の雇用証明書
 - (カ) (ア)から(オ)のほか、これらに準ずる資料
- 4 適用日
令和7年5月1日以降に公告する工事から適用

【お問い合わせ先】

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ
電話番号：0133-64-6661